

令和元年 11月15日
東京都

外国人美容師の就労拡大について

1 経緯

現状では日本の美容学校で学ぶ外国人留学生は、国家資格である美容師免許を取得しても、日本での就労が認められていないため帰国せざるを得ない状況である。

東京都は、第22回東京圏国家戦略特別区域会議（平成30年8月27日開催）において、東京都美容生活衛生同業組合と連携し、外国人美容師の就労拡大について提案をしたところである。（別紙参照）

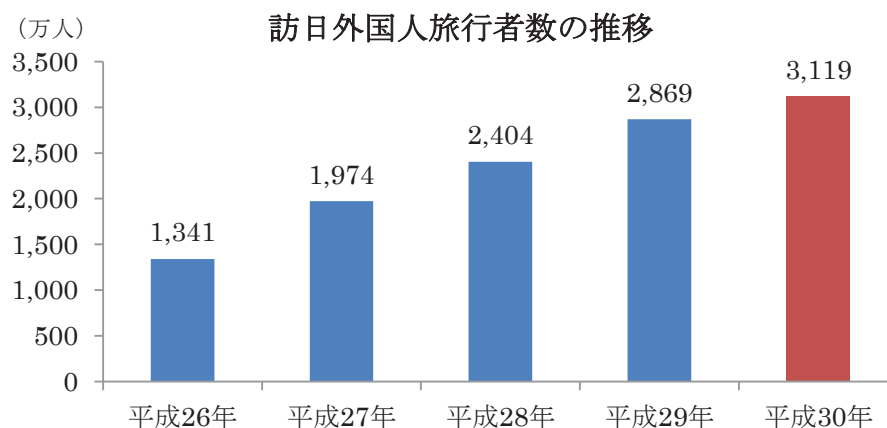
2 提案の意図

専門家によると、美容師としての技術は一人ひとり違う髪質の顧客を大勢手がけた経験の中から身につくものであり、外国人留学生はその貴重な機会を得ることができていない。そこで、日本のヘアサロンで実践的に技術を身に付けられるよう、特区による規制緩和により就労を可能とする。

それにより、当該外国人が①日本での就労を終えて帰国した際に日本の高い美容技術を海外に伝える担い手として育成することが可能となるとともに、②日本で就労している際にはインバウンド需要に対応する人材として活躍することができる。

3 背景

国は、クールジャパン戦略を掲げ、各種施策に取り組んでいる。その効果もあり、外国人旅行者は、平成26年には1,341万人だったものが、平成30年には3,119万人に達し、順調に増加している。



（国土交通省「観光白書（令和元年版）」より作成）

加えて、在留外国人も増加（平成26年 43万人→平成30年 56万7千人）しており、美容業にとって外国人需要への対応は大きな課題といえる。

また、来年には多くの外国人が日本を訪れる東京オリンピック・パラリンピックが開催され、日本の高い美容技術を世界にアピールすることができるチャンスであり、その後のアジアをはじめ世界から日本の高い美容技術を求めてやってくる人材の就労の流れを築くことができる絶好の機会が到来している。

4 仕組み

- (1) 美容師免許を取得した外国人を受け入れるヘアサロンについては、当該外国人が計画的に技術を習得できるよう、実習計画を策定するとともに適切な指導ができるヘアサロンに限定する。
- (2) 美容に関する衛生管理、雇用等の知見を有する団体が、ヘアサロンによる実習計画の実施状況を監理し、美容師養成施設も相談窓口等の協力を行うなど、連携して適切な水準、規模により実施するものとする。

5 効果

- (1) 日本の高い美容技術は世界から注目されている。日本のサロンで働くことで実践的な技術を習得し、母国に帰り美容師として活躍すれば、カットなどの技術のみならず接客や衛生面といった優れた美容の仕組みそのものを海外に展開する良い機会となる。
また、これに加え、シャンプーやリンス、機材などのサロンで実際に使用する商品も展開され、これらを含めた日本美容の産業力の強化にもつながり、ひいては、海外での日本の文化・技術への理解を深めることに大きく寄与する。
- (2) 日本でカットをしてもらいたいとして来日する外国人も多い。しかし、日本のサロンでは外国人に対応する語学力を持った人材を確保することは困難であり、その需要を十分にはくみ取れていない状況である。この点、留学生が資格取得後、日本で働くことができれば、インバウンド需要を取り込む大きなきっかけにもなる。
また、先述したように日本に在留している外国人も増えてきており、その生活環境を整備することにもつながることから、外国人にとっての魅力向上になり、ひいては国が推進する共生社会の実現を後押しするものである。

この取組は政府決定の「クールジャパン戦略」や、厚生労働省が策定した「美容業の振興指針」といった国の施策の方向性にも合致している。クールジャパンとインバウンド対応のため、一日も早い実行が求められており、まずは在留外国人と訪日外国人が集中している東京において、国家戦略特区として実施し、東京の世界でのプレゼンスの向上とグローバル都市東京を実現することが有効である。